

# 山村における「あらけ」について

—豊後国津江山の場合—

## 中野幡能

### 目次

- 一、津江荘
- 二、津江七社
- 三、あらけ
- 四、老松大明神
- 五、祭祀組織

豊前・筑後・肥後三国にはさまれた豊後日田郡津江地方は地理的には豊後日田・筑後矢部・肥後小国・隈府に近いので言語習俗慣行をみても、いずれの地方にも偏しない独自の風土を形成し、近世以来の信仰をみても、太宰府・宇佐・阿蘇の信仰が入り混つていて、いわば九州の陸の孤島の感がある。この津江地方に「あらけ」と称する家号の家があるが、ここではその「あらけ」を紹介し、先学のご示教を願いたいと思うのである。

### 一、津江荘

津江は律令時代には石井郷に属し、その歴史は景行天皇の

山村における「あらけ」について

伝説に始まる。豊後風土記には、

日田郡石井郷在郡西昔者此村有土蜘蛛之堡、不用石築土、因

斯名曰無石堡、後人謂石井郷誤也、

とある。石井郷に属することは既に唐橋世済や後藤碩田の考

証によつて明らかである。<sup>(1)</sup>而して石井郷内には長元九年(一

〇三六)日田郡内四ヶ所とともに、石井別符が立てられてい

る。府権檢非違使早部為行が開発し、天喜二年(一一〇五四)

には為行の子の妙香子が太宰府に寄進したが、宇佐宮領肥前

藤津郡桑垣二所即ち能曼郷・多良郷内の地と相博され宇佐宮

領になつてゐる。<sup>(2)</sup>しかるに豊後国弘安凶田帳によると日田郡

には日田荘と大肥荘のみで、宇佐宮領五ヶ所は日田荘内に入

り、領家は清水谷大納言になつてゐる。いずれにしても石井

郷の一部が宇佐宮領になつていたわけであるが、弘安凶田帳

には津江荘なる荘園はみられない。

津江が史料にみえるのは安貞二年（一二二八）七月六日安  
樂寺が、津江山の住人が金銅鉢二枚を出土した事を朝廷へ報  
じているのが初見であり、ついで延元三年（一二三八）十一  
月七日には長谷部信経が一家繁栄の為に津江山内兵藤村を僧  
大智に寄進し、同十五日には大平山兜卒寺敷地を寄進してい  
る。同年十二月八日には大智は西征府に申請し豊前規矩郡麩  
田郷と兵藤村の相博を聴されている。(4)

ついで観応三年（一三五二）二月の大宰府安樂寺領注進目  
録によると豊後国では大肥庄（大鶴村）・津江山（前津江、中津江、  
上津江、大山）と真幸庄の三ヶ所がみえ、専当押領とあるので、先の安貞二  
年の報告は領家の報告であり、延元二年の寄進は専当長谷部  
氏の寄進であろうことが推定されるのである。

このように南北朝時代迄は明らかに荘とは呼ばれてはいな  
い事が明らかである。延元の相博よりすると荘園化していた  
事は窺われる。然るに風土記解・豊後国志・豊鐘善鳴録三・  
龜山隨筆には津江庄の呼称がみえるが、中世呼ばれていたか  
どうかは不明である。ただ石松文書によると戦国時代五馬  
庄があるので、あるいは戦国時代津江庄の呼称も使われてい  
たのかも知れない。(7)

註

- (1) 唐橋世濟編「豊後国志」  
後藤碩田著「弘安岡田帳考証」  
大分県立教育研究所編「大分県郷土史年表図表二」  
神領八幡宇佐大鑑  
豊後日田郡五箇所  
三尾田 田数八丁四至有  
竹田村 同十五丁四至有  
田嶋別符 同二十六丁四至有  
今泉 同二丁四至有
- (2) 石井別符 右之田地四至之趣各面二同「(略右)八丁」  
○下 略
- (3) 百練抄
- (4) 肥後広福寺文書、大日本史料所収
- (5) 太宰府史料一〇九二頁、及福岡県史資料所収  
○首 略  
一豊後一円  
大肥庄 津江山 雖有根本神領号当山専当押領之  
真幸庄
- (6) ○下略  
大宰管内志所収  
風土記解には「後世置大肥・大山・津江・五馬庄」とある。
- (7) 大分県史料一二卷所収

## 二、津江七社

津江には多くの老松天神の社が鎮座しているが、江戸時代の記録・棟札によると老松大明神と呼ばれている。鎮座の村は前津江村の大野・柚木・赤石、中津江村の八所・宮園、上津江村の浦手野・小川原の七ヶ所でこれを津江七社と呼んでいるし、大山村の中川原の一社を加えて津江八社とも呼んでいる。

このような数詞による鎮守の呼称は莊園時代には同一行政区劃にしばしばみうけられる事である。豊後大野・緒方・田染等の諸莊の鎮守八幡は三社八幡で莊園領家の神を奉齋したわけであるが、津江にこのように多くの数詞を以て呼ばれる鎮守をもつ事は一はその地域が、東西七里・南北六里という(1)広い地域であることと、一は緒方庄の如く古い大社がなかつたからでなからうか。豊後直入郡白丹村には戦国時代に白丹七院という鎮守の寺院ができているが、類似した例である(2)。

莊園内の三社などというのは平安時代を単位として、一宮・二宮等々と順位を表わす用い方で官社に対して使つたものが、莊園内の鎮守にまで発展したものであるが、神社の発生

山村における「あらけ」について

は村落社会の発生とともに行われるのが普通であるから、津江七社の場合も、時代的には順位があつたであろうと思われる。

津江七社は旧社格でいうと大野の老松社が郷社で、あとは全部村社である。郷社の場合は大概莊全体を氏子にしているので、最古の老松社は大野老松社ではあるまいかと思われるが、長享二年(一四八八)二月津江山城守長谷部信安の創建になつている。(3)赤石老松社には元中六年(一三八九)の神像があるし、八所の老松社は文明十八年(一四七七)六月廿八日領主津江信安の造管になつている。(4)所が宮園老松社は治安三年(一〇二三)八月十五日隈四郎藤原信弘造管の伝承が残つている。(5)勿論この縁起については一考を要する事は云うまでもないことであるが、安樂寺領注進目録によると津江山は安樂寺の根本神領であつたが当山専当が押領したとなつているが、この根本神領とは朝廷の施入の領地であつたことが考えられるが、莊と呼ばれず「山」と呼ばれていることよりすると安樂寺社ではなかつたかということになるのである。(7)その事は上津江雉谷の木地屋集落の発生と共に注目しなければならぬ事である。(8)

豊前宇佐宮ではその杣として築城郡本庄の地が施入され、大楠宮縁起によると奈良時代の施入のように伝えられ、<sup>(9)</sup>後に開発され荘園化したのが宇佐宮は一御殿の杣山としてその儀式は極めて重要に取扱われたし、又長元九年の石井別符の開発などからみると津江山の開発即ち集落発生もかなり古くみなければならなくなる。安貞二年（一二二八）銅錡出土の条の「於<sup>レ</sup>被峯<sup>二</sup>作<sup>レ</sup>島之間」などは鎌倉初期にもさかんに開墾が行われた事が窺われる。

而も宮園の老松社は日隈四郎の館の所在地で、又御所ヶ谷のある一瀬の近くの宮原にあつたといひ、今もその社地の旧地を遺しているし、これが宮園に移つたのは庄屋が引いたといつてゐるが、何れにしても津江七社中最も古い神社であり、且又七社の所在地を通じて、津江山の範圍が大山から上津江までを称していた事も知る事ができるし、又この津江に老松社の多い事は信仰の面では、雷除の事が契機にはなるであらうが、安楽寺領であつたという事に根本の原因があるといねばならない。

註

(1) 扶桑記勝（太宰管内志所收）

(2) 豊後国志

(3) 渡辺澄夫氏調査による。

(4) 中津江村八所旧庄屋家所蔵「八所老松社記録」による。

(5) 矢野周造氏編「中津江村誌」

(6) 一節註(5)による。

(7) 渡辺澄夫氏ご教示による。

(8) 牧野洋一氏「西南日本における木地屋集落」（社会と伝承二ノ四三五頁）

(9) 福岡県築上郡築城町、大門勇氏蔵「大楠、小楠宮縁起」

(10) 百練抄

(11) 一瀬の川上の森の中に屋敷に適當な場所が残つてゐる。

### 三、あらけ

津江には津江七社に対して「七あらけ」という「あらけ」の家号のある家が七軒ある。武原氏（田ノ口）・津江氏（二又）・猪野氏（丸蔵）・梶原氏（広瀬）・荒木氏（追）<sup>ハサコ</sup>・長谷部氏（鯛生）・川原氏（川部）の諸氏である。専当・杣頭・弁濟使等はすでに知られてゐる家号であるが、アラケは津江にしかみられない家の称号であり、旧家で一族中の本家で家屋も最も大きく、江戸時代は庄屋の下で「したさばき」をしたと伝えている。しかし津江は天領であるので村役人にアラケがあるはずはない。何れもその部落で家柄を誇つてゐるが、

外に庄屋・弁済使・専当の家があるし、老松社特に宮園の老松社の祭祀組織には役割をもつていない。

アラケの語源はアラキ即ち開墾の意ではあるまいかと思われる。豊後風土記田野の項には

此野広大土地沃肥、開墾便無此土、

とあり、奥嶽根元実録<sup>(1)</sup>には

此命(彦五世尊)始メテ奥嶽踏アラキ給フ也

とあり、豊前志宇佐郡上五三頁には

諸園に散<sup>アラ</sup>け在りきと云へり

とあり、肥前国藤津郡では荒野に類した土地を「あらき」と云つてゐる。更にこのアラケのある津江は莊園時代も津江山と称し更に安楽寺根本神領であつたといふので、政府の施入した袖山であつたらうことは既に述べた。従つて伐木の跡を開墾するという事が考えられるので、アラケは以上の史料から開墾とつらなる家、即ち耕地の開墾者ではないかと思われる。即ち開発名主的存在ではないかと思われる。そこで他の村の名主と神社祭祀の関係をみることにする。

豊前国江嶋別符は宇佐宮領であり大宮司公通が自ら開発した莊園であるが、ここには鎮守若八幡宮があり「七名」なる

山村における「あらけ」について

家があり、アラケと同様に家柄を誇つてゐるが、この家は同時に草分け百姓即ち治田主とみられてゐる。この社には宮座があり、七名は「神官<sup>じがん</sup>」と呼ばれ「しめ下し」以来七日の潔齋に参加する特権を有してゐるし、同別符沖須村山崎八幡宮には「四名」なる家があり、その家も宮座では「神官<sup>じがん</sup>」と呼ばれ頭役を順番に務めてゐる。

宮園の老松社にも宮座があつたらしく、「祭屋敷」という名称<sup>(3)</sup>がある。恐らく宮座の頭役の家ではなかつたかと思われが知る人はいない。同じく同社記録によると明治以前までは「宮柱三組<sup>しんがひ</sup>神外<sup>しんがひ</sup>として十方里なる十組、合せて十三方里」があつたと記してゐる。方里は「祝(ほうり)」で豊前豊後(宇佐地方)の神官(じがん)であり、宮柱は宮座の主宰者であり、「神外」は宮座の舗設者であろう。宮園では神主でない永瀬氏が宮柱であり、「方里」の家は分らないと云われているが、宮原の平野氏等は方里であつたと思われる。永瀬氏の本家は專業神主であるが、その祖先の石碑をみると江戸時代吉田神道の裁許状をうけていた事が知られる。<sup>(5)</sup>ところがこの宮座組織の中にはアラケは入つてなく、津江氏の系統が多いのである。

さて津江にみる「宮柱」という宮座の主宰者の名称についてみると、豊前築城郡本庄の大楠小楠の宮にも江戸時代には明らかに宮座があり、その主宰者を宮柱と称している。この本庄も宇佐宮の袖で、後その一部は荘園化している。今その宮柱の家二家が残つていて私祭を行っているが、今は他の宮座の舗設者の家はない。ここも宮柱の家と庄屋とは関係はない。

註

- (1) 豊後大野郡緒方町長谷区小原工藤六長夫氏蔵本による。
- (2) 大分県宇佐郡長洲町にあり、詳しくは、拙稿「中世における村——豊前国江嶋別符——」（地方史研究一六号）
- (3) 宮園老松社前石鳥居に「寛延二年（一七四九）」と共に「祭屋敷」の銘がある。
- (4) 中津江村宮園永瀬勇氏蔵
- (5) 永瀬勇氏宅東側に靈社としての石碑がある。
- (6) 二節註九参照「大楠、小楠宮縁起」による。本書には「元禄十二年四月」の奥書がある。

#### 四、老松大明神

津江に老松社の多い事は安楽寺領であつたために領家の神を鎮守としたこととはうなずかれるのであるが、この神を老松明神・老松天神・又は天神と称する事について考察してみ

たい。

もともと天満宮は太宰府が最古の宮で、ついで北野神社のできた事は周知の事であるが、老松社は北野にあつて太宰府にはないのであるが、太宰府になくて北野にある老松社が天神を代表するようになった点についてみると天神の信仰を傳播せしめる力は太宰府よりむしろ北野神社の方がより有力であつたのではないかという事になる。それは天神と同様に最も全国的に数の多い神社は八幡宮であるが、八幡社の場合をみると、八幡神は豊前宇佐に発生したが全国的に伝播せしめた点では山城の石清水八幡宮が中心となつている。このよう

- 一、北野天神は雷の炎禍を防ぐという信仰に由来して創立したという縁起をもつているので庶民生活に結びつき易いこと。
- 二、都にあり地理的に全国を対象にする事ができたこと。
- 三、荘園領家として地方領主の自家・領家職として寄進をうけ易いこと。

等が考えられる。しかし八幡社の場合を考えると最も大きい要因は第三の理由であろう。

さて老松社の祭神は、もともと道真在世当時の侍臣を福部社・白太夫社として祭つたのと同様に、北野神社の摂社として本殿の東北廻廊内に地主社として奉斎されたわけで、いわば祭神の眷族神であつた。<sup>(1)</sup>この老松社が天神信仰を代表するのはいつ頃か分らないが、八幡の善神王の場合をみると倍神として祭られたのが、御旅所の神として祭られ、主神が「お降り」しているうちいつか主神と一体化してくるようになるが、天神の場合もこれと同様に農山村における雷の信仰に降りてくると、いつか主神よりは眷族神に重心が傾き、天神信仰と一体化したものはなからうか。

さて老松天神の分布をみると割合に西日本に多く、最も著名な神社としては周防国三田尻の天神社で佐婆氏の造営で、旧郷社であり中国地方に有名である。九州地方では肥前北高来郡湯村の老松神社（旧郷社）や、筑後八女郡水田村老松宮（旧県社）があり、これから勧請された老松社も各地に多いし、薩摩の安楽寺領にも鎮守として老松社が鎮座している。

日田郡周辺の豊前豊後では下毛・宇佐・玖珠郡にはなく、豊後では日田郡だけで、その代表的老松社は大肥庄の鎮守老松社（旧郷社）で延久二年（一〇七〇）郡司大蔵永季の創建

山村における「あらけ」について

になつてゐるが、大肥庄は安楽寺領である。津江山で最古の老松社は既述の如く、宮園の治安三年（一〇二三）と伝えられ、大肥庄の鎮守より古いことになる。<sup>(2)</sup>

宮園老松社の祭神をみると菅原道真と北ノ方吉祥女になつてゐる。吉祥天女が吉祥女として配偶神になつてゐる点も興味があるが、津江の老松社の御殿には大抵男女二躰の神像が奉斎され、二又の大蔵神社（旧無格社）の如きは、歳神というが神像は老松社の神像と同様である。

このように老松大明神は、もともと天神の眷族神であつたが、八幡に若宮が現われると同様に、その初めは北野神社ではあるが、薩摩や大肥庄にみる如く安楽寺領である莊園に安楽寺の鎮守として老松社が、奉斎された事は全く主神と一体化してしまつた事が窺われる。それはあたかも八幡宮が平安以降多くの若八幡宮として八幡宮を奉斎したのと相似たものを見る事ができる。従つて津江山の場合の老松社も必ずしも京都との関係を重視する必要はないのではあるまいかと思われる。<sup>(3)</sup>

註

(1) 神道辞典（平凡社版）

- (2) 豊後国志  
一節註(5)による。

#### 四、祭祀組織

津江には宮座の様式がよく残っているが、津江七社の一社毎にはなくて、老松社では宮園にはつきりとみられる。そして最も完全な形では二又の大歳神社に残っている。

宮園の老松社が古い宮柱制度を失い新しい制度に代り「宮柱」の名称のみを残しているのに対して、二又の大歳神社でここではベザシの津江豊氏の家が世襲している。明治以前までは大歳社の氏は老松社の氏子にはならなかつたとして、部落民は最も誇りにして今尚中世的行事の多くを残している。

津江の津江氏を名乗る家は中津江の二又に二家今残っている。もと津江氏の本家を名乗る家も二又にあつたが、肥後隈府に文書を持参して今はないが、その分家津江豊氏宅には一部分の文書を所蔵している。大部分は江戸時代のものであるが、大友一族松野能澄の書状を数通残しているので津江氏の正嫡であることは判る。それにこの二又に「アラケ」の家も一家が残り、これも津江氏で襲いでいる。

そこで津江氏の事に触れておきたい。津江氏の事については豊後国志及び長谷部文書によると「建久四年津江庄ニ居住」とあるので、初代長谷部信連は建久四年津江山に入部したのではあるまいか、八世信雄は南朝に属し嗣子がないので肥後の菊池武重の次子武元を子とし津江信家と称し、その子山城守信重は大友親治に従い戦功を樹て、その曾孫信兼の時家臣三宮・佐藤・武永氏等の権勢相逼り内乱あり本根を倒し、津江氏は南北二家に分れた。信兼は大野(前津江)雪岳に拠り津江北家即ち「口津江」を、その弟信成は栃原(中津江)臥牛城に拠り津江南家即ち「奥津江」を称したという。即ち前津江の津江氏は統永の時絶えたとなつている。しかし前津江田代には長谷部利久助氏の家があり、統広・統秀の一字書出の文書を遺している。<sup>(3)</sup>が、その一族であろうか。二又の津江豊氏等は奥津江の子孫であろうかと思われるが、その氏神と思しき大歳神社の境内には薬師堂や一字一石の供養塔や、応永十七年の喜祐禪尼の五輪塔の破片を残しているし、又伝来寺の延元三年(一三三八)長谷部信雄建立縁起があるが、栃原津江氏の歴史の古さを伝えている。尚津江信濃守(親治)<sup>(4)</sup>宛の大友義統書状が残っているし、何れにしても奥津江を称



する以前から栃原に津江氏が住していた事は明らかである。

要するに津江氏は本姓が長谷部氏で地頭職を帯してから津江を称したものであろう。このような例は豊前成恒庄の成恒氏豊後田原別符の田原氏等々にみる如く、地頭が荘名を以て氏とする例は極めて多いし、伝来寺縁起に「津江庄司長谷部氏」云々とあり、又前に述べた如く長谷部文書の「建久四年」云々とかいふ事から考えると始め日隈四郎が長谷部信連を迎えたという伝承があるが、信連は建久四年津江山へ地頭として入部したのではあるまいか、即ち安楽寺社としての津江山は鎌倉時代には実質的には莊園化しているのではあるまいか、その事は延元三年十二月八日の征西將軍宮令旨をみても津江山兵藤村を「豊前規矩郡嵯田郷内田地屋敷」と相博している事によつても窺えるのである。然るときは観応三年安楽寺領注進目録にみる「専当押領」は南北朝期に一般的にみられる地頭の押領であろうという事になる。

さて津江氏に対して津江に大きな勢力を振つている氏族に永瀬氏がある。永瀬氏は「京都より老松様のお供をして入つた」と伝えているが、老松社は必ずしも北野の分霊ではなく安楽寺領の鎮守である事は既に述べた事で明らかであるが、

山村における「あらけ」について

伝承によると永瀬氏は土豪日隈四郎の子孫ではあるまいかと云われているが、日隈四郎は一瀬に邸宅を構えていたと伝えその附近から宝篋院塔が発掘され、今それを建てているが室町期の塔と推定されるし、一瀬の近くにある宮原には宮園の老松社の旧地があり、この部落から老松社の最も重要な特殊神事「もちつき祭り」の麦を供えるのでこの部落の「頭役」が行かないと祭典ができなかつたと伝えている。宮園の老松社には明応年間の棟札があつたといふので中世に宮園に移つたのであろう。移転の動機は「しやうや」が呼んだと伝えているが、これは「莊家」の意で、専当であろうかと思われ(8)る。もし永瀬氏が日隈氏の子孫であるとすれば、室町の塔の存在により永瀬氏も中世一瀬において、前記棟札の年代とほぼ同年代に宮園に移つたのではないかとみる事ができる。

以上津江山の成立とその構造を考えたがそれを綜合すると次のような事がいえるのではあるまいか。平安末期日田郡の各地を府役人が未墾地の開発を行つている頃、日田郡領大蔵一族も郡司の特権を利用して開発に従事していた事が想像されるが、ここにみる日隈氏も月隈と同様に大蔵庶流ではあるまいかと思われるし、大蔵氏と京都との関係は極めて多くの

伝承を残しているので老松社や永瀬氏の伝承とも符合するものがある。即ち日隈氏は郡司の特権を利用して安楽寺・杣山の伐木の跡に伊賀国黒田庄にみる如く、安楽寺の杣工や石井郷の郷民を使用して津江山を開発せしめ、自ら開発領主となり、一瀬に館を構え、杣山の鎮守を祭り、出作の百姓・工人即ち百姓治田主と共にその祭祀に当り、それ等の家を「あらけ」として保護したのではあるまいか。

それが建久四年長谷部氏の地頭としての入部、更に南北朝の守護大名成立期に津江氏の勢力が強くなり、栃原の地頭屋敷の近くの宮園に遷座し、ここに地頭を中心とする宮座組織の再編が行われ、中世の協同体的祭祀組織が成立し、それ以後老松社も各地に建立され、アラケはただ開発者としての名譽を保存しただけになり日隈氏は神社に随つて宮園に移り永瀬氏と改め、郷村体制成立期に吉田神道の裁許をうけ、専業神主に移行して行つたのではあるまいかと思われる。もしこの考察が余り当をはずれていないとすれば、山村の構造と開発者の關係を示す一ケースになるであらう。

註

(1) 豊後国志は恐らく長谷部文書三号を史料に編纂したものでな

いかとも考えられるが、外に津江氏系図があつたそうであるが現在所在が不明である。長谷部文書一号も恐らくその系図と出典は同じであると思われるが、豊後国志はこの系図を史料としたあとが窺われる。長谷部文書一号は註(2)に於て説明する事にする。

(2) 大分県史料十三卷三九一四〇頁所收  
右同

(3) 伝来寺縁起には長谷部信雄とあり、豊後国志もこれを探つているが肥後広福寺文書によると、

(卷) 寄進

豊後国津江山内兵藤村事

(卷) 彼所者相伝地也、可有寺御立之由承之間、且者奉天長地

久御願円満御祈禱者為信経一家繁榮、息災延命、後世菩提、

限末來際、彼村四至撰注文相、奉令進朴木方丈智、為後

証仍寄進狀如件、

延元三年十一月七日

長谷部信経(花押)

とあり、更に十一月十五日には、同文書に

奉寄進

豊後国津江山内兵藤村大平山兜率寺敷地事

右於当寺者、重代相伝地也、而奉為金輪聖主宝祚延長、天下太

平、正法紹隆、隈未來際彼村四平塚注相副文所奉進於大智上人實也

且為一人御祈禱所、且□室住持淨地之間、信經子々孫々、永於  
当所不可相□者也、仍為後託寄進之狀、如件、

延元三年十一月十五日

長谷部信経（花押）

とあるが（何れも大日本史料所收）、この兜率寺は川原村に建  
立、伝来寺は慈雲山林泉寺と称していた。信雄と信経が問題に  
なるが、十時英司氏は同一人と考証し信義としている（註7に  
全じ）この寺に關しては豊鐘善鳴録にもある。

(5) 肥後広福寺文書（大日本史料所收）

(6) 宮原部落のその宮座の頭役は平野氏である。

(7) 十時英司氏「津江の史蹟伝説」（大分県史名天報告書十一輯九  
九頁）

(8) 宮原部落平野氏談

(9) 一節註参照、なお日田郡大肥庄も大蔵氏の開発であろうと思わ  
れる。

(10) 宮園老松社は杣山の鎮守として宮原にあり、宇佐宮杣、豊前国  
築城本庄の杣山の神としては楠を祭っている。

（附記） 本稿は昭和三十三年九月西日本新聞社の行った調査報告  
の一部であり、同年十一月二十九日・三十日に行われた西日本史学会  
大分支部代表としての発表要旨である。調査については現地の方々に  
矢野周造氏等に御教示をいただいた。ここに厚く感謝申したい。

（筆者） 大分県立教育研究所副所長

山村における「あらけ」について

## お知らせ

大分県史料刊行会は第一期事業中世文書の刊行を本年度  
で終了するので（一巻のみは来年出版になるが）完成祝  
賀式及び記念行事を左の日程により行う。

### 一、古文書写真真展覧会

- (1) 期間 昭和三十四年一月七日―十四日
- (2) 会場 大分市トキハギヤラリー
- (3) 主催 大分県史料刊行会 大分合同新聞社

### 二、講演会

- (1) 期日 昭和三十四年一月七日午後一時
- (2) 会場 大分市トキハホール
- (3) 主催 大分県教育委員会 大分県史料刊行会
- (4) 後援 大分県地方史研究会
- (5) 講師 東京大学教授 史料編纂所長 坂本太郎  
文学博士
- (6) 演題 九州大学教授 竹内理三  
未定（いづれも大分県史関係の講演）  
二時間
- (7) 文化映画 文部省文化映画 「法隆寺」一時間

天然色

「法隆寺」一時間